

部落問題と人権

2018
11

特集 | 生活保護基準の
切り下げと生存権

問題

生存権保障の不備と生活保護バッシング

山田壮志郎

生活保護基準引き下げ政策と社会保障財源問題

唐鎌 直義

生活保護裁判が問う貧困の実態と国の責任

中野加奈子

知つて欲しい深刻な低年金高齢者の暮らし

秋吉 澄子

シンママと子どもたちのいのちと暮らしを支える生活保護

寺内 順子

貧困のなかで育つ子どもたちの支援

義基 祐正

スクールソーシャルワーク実践からみえてくるものー

なんでも相談にのってくれる事務所

一人権連・松阪地区協議会の生活支援活動ー

橋本 進

論説 旧優生保護法下の優生不妊手術

清水 貞夫・玉村公二彦

【現地報告】

一步前に

地域住民運動の新しい峰に挑戦させていただきます

— 神戸市 —

森元 憲昭

終結をめざしてたたかう極めて先進的な組織であり、神戸人権交流協議会は多くのことを学び理論・実践を豊かにしてきました。

しかし、全国部落解放運動連合会（全解連）を解散して地域人権連に改組してからの16年間は、神戸人権交流協議会をめぐる状況と組織の実態に大きな変化を与えました。

神戸人権交流協議会は、こうした変化に対応した組織の在り方について、2016年8月の定期総会以来2年間にわたり検討を重ね、2018年6月に開催した定期総会において、連合組織の規約に基づき、全会一致で地域人権連からの卒業を決意しました。

— 部落解放運動の今日的存在意義を検討

(1) 部落解放運動の存立条件について検証する

どの組織にも社会的存在基盤が存在します。部落解放運動にも3つの基本条件があります。

① 部落差別（実態的差別のこと）を残し支える歴史的・社会的諸条件が存在すること。

② 社会問題としての部落差別が存在すること。

③ 「部落」に部落解放の主体となる組織や住民が存在すること。

はじめに

全国地域人権運動総連合（地域人権連）は、日本国憲法を地域社会に活動するために活動し、特に「部落解放同盟」（以下、「解放同盟」）による自治・民主主義破壊と同和対策の

ものです。

同和対策と「解放同盟」対応の運動が終われば、地域人権連を「店じまいする」ことを考えず、新たな地域人権団体として発展させようと苦悶されている人たちの参考にしていただければ幸いです。

この3つの基本条件から検討を加えると、①と②は基本的にほぼ解消されており、残るのは③だけとなります。

③については、①と②が解消に向かう中、「部落・部落民」という自覚とともに部落解放運動の特徴である「身分的連帶意識」も急速に解消してきており、本来の部落解放運動の basic conditions はほぼ存在していません。

(2) 今日における部落解放運動の本質を検証する

部落解放運動の存在条件がないのに、部落解放運動団体が存在すると「奇妙な現象」が生まれています。その現象を支えているのが同和対策です。

①いまや「解放同盟」の運動目的は、「部落差別」を無くすことではなく組織の存続をはかることです。

②「解放同盟」の存続基盤である「解放同盟」を頂点とする政党、行

政との「反共トライアングル」も「解放同盟」の運動行為（「解同盟問題」）に対する国民的批判が蔓延する中、機能不全に陥りつつあります。

③「解放同盟」は、存続するためには「部落差別」を摘発し続けなければならぬ組織であり、「差別」―同和対策―「差別」という永遠に抜けられない「連鎖」に墮ちこんでいます。また、この「連鎖」を断ち切る使命は地域人権連だけのもののか? 部落差別の最終的解決の展望と合わせて論議すべき段階に来ていました。

④「部落差別解消推進法」制定の根拠となつた「ネット差別」についても検証しました。その内容は「解

（3）神戸市の「部落」（かつて部落といわれた地域）をとりまく状況を検証する

①同和対策は2001（平成13）年9月に出された神戸市同和対策協議会の「神戸市における2002（平成14）年度以後の同和行政のありかたについて」の答申に基づき、同年3月に完全に終結しました。

②神戸における「部落」の変貌は「化学変化」というべき状況を呈しています。

市街地の「部落」においては阪神・淡路大震災の影響もあって、老朽化した長屋街区は除却され、跡には大型商業施設や新築住宅、民間賃貸アパートや分譲住宅が次々と建設されています。その結果、地域を「部

します。それとともに「解放同盟」も衰退しますから、いずれ「部落差別解消推進法」は完全に「宣言法」になるはずです。

落」「部落外」に区分けすることは

出来なくなっています。

③同和施策公営住宅も応能応益制

度が導入され、一般の公営住宅と家

賃体系が同じになったため、「部落

内」公営住宅についても一般公募が

進められ、一部の地域を除き定着し

ています。

その結果、「部落民」「一般民」の

「線引き」も不可能になっています。

④農村部においても、交通の利便

性の高い「部落」では開発と住宅建

設が進み、新来の住民により、世帯

数と人口数が激増し、かつての自治

・コミュニケーションは大きく変貌してい

ます。

⑤少子高齢化の急速な進行により、

地域の貧困化は深刻さを増しつつあ

ります。

また、母子・父子家庭の増加が進

み、このことが子どもの教育にも深

刻な影響を与え、不登校・登校拒否、

欠食児童などを生み出す要因となつ

ています。

二 井戸は枯れる前に新しい井戸

を掘らなければならぬい

(1) 神戸人権交流協議会会員の90%

以上が地区外在住者になりました

同和対策のない、「解同問題」も

基本的に解決している神戸において

は、一般行政水準を引き上げる運動

が中心課題となります。

しかし、地域住民の要求は多種・

多様で、その実現の道筋も単純では

ありません。そこで、この多種・多

彩な要求を受け止めるために、N P

O まちづくり神戸（理事長・本多昭

一京都府立大学名誉教授）の理論・政

策的支援を受け、神戸民主企業組合、

神戸教育文化協同組合、人権と民主

主義を育てる会を基礎に、共同型組

織（安心・しあわせネットワーク神

戸人権交流協議会）を結成し、部落

解放運動を解消し、地域の垣根をこ

えた要求運動を展開してきました。

その結果、この16年間で神戸人権交流協議会の会員の90%以上は地区外在住者になってしまったのです。当然ながら、同和対策や「解放同盟」に対応する運動への会員の関心や理解は希薄となりました。

(2) 神戸人権交流協議会の若返りが大きくなりすみました

神戸人権交流協議会は、将来を展望して若い事務局員を中心据えた運動への転換をすすめました。

その転換が功を奏し、神戸人権交

流協議会の会員の90%以上が地区外在住者になる中、若い会員が増加し、

活気ある組織へ変貌を遂げてきました。他方、「解放同盟」や同和対策

対応型の運動を担ってきた世代は高

齢化により、第一線から消えつづります。

こうした流れを踏まえると、将来にわたり、神戸では主たる課題とな

みます

一般行政水準引き上げの運動の基礎は、日本国憲法に基づき人権尊重の地域社会を実現することです。神戸人権交流協議会は「安心・しあわせネットワーク」の力で、地域社会において市民の人権を多面的にまもるために運動を進めます。

当然ながら、部落差別が一件もない社会が実現したわけでも、「解放同盟」の神戸での策動の危険性が100%なくなつたわけではありませんから、これまで蓄積してきた理論および経験に基づき、人権問題のひとつとして引き続き取組みをすすめています。

ゆる「人権3法」が成立しました。しかし、これらの法律のうち、特に「部落差別解消推進法」は、様々な欠陥がありますから、効力を發揮させるための制度が作られるとコミュニケーションの破壊につながるおそれがあります。



「まちの縁側・みんなで歌う会」
毎回たくさんの人たちが集い、歌う。

つてない「解放同盟」や同和対策

終結の課題を、部落解放運動に対する理解や経験の必要がない若い事務局員や会員に押しつけられなくなりました。

(3) 人権問題のひとつとして部落問題の最終的な解決に引き続きとりく

(4) 人権侵害救済機関の設立を政府に要求する運動を開展します

（障害者差別解消法）（2016年4月）、（ヘイトスピーチ対策法）（2016年5月）、（部落差別解消

代表幹事）

そこで私たちは、人権侵害を市民が主体的に解決できる条件を整備するため、国から独立した人権侵害救済機関の設立を要求していきます。（もりもと のりあき／安心・しあわせネットワーク神戸人権交流協議会

推進法

（2016年12月）のいわ

「南王子村」研究を刷新するだけではなく、近世身分社会に村落構造から迫る画期的研究!

「一村立のかわた村」として著名な和泉国泉州郡南王子村について、その成立から19世紀にいたる近世期の内部構造分析を緻密におこない、さらに周辺地域(百姓の村々)との関係を構造的に明らかにする。かわた身分の集団=かわた村を含む地域社会のありようを解き明かすことを通じて、村落構造の側から近世身分社会の歴史的構造に迫り、研究を刷新する画期的成果。

近世身分社会の村落構造 —泉州南王子村を中心にして—

最新刊!

A5判・四〇〇頁 定価(本体1000円+税)

三田 智子 著

序章 泉州泉州郡平野部地域における近世村の成立
第一章 南王子村の確立

補論1 王子村と王子(かわた)村の延宝検地帳の検討

第二章 南王子村の確立

第三章 一八世紀中期の南王子村の村落構造

第四章 泉州南王子村における村落構造の変化

第五章 南王子村の村入用と西教寺「俗親」について
——一八世紀後期から一九世紀への展望——

第六章 南王子村の草場と得意場(旦那場)
——一九世紀を中心に——

補論2 南王子村における人口増加と出作・小作

終章

雑誌 04229-11



4910042291181
00600

発行所 公益社団法人
部落問題研究所

発行人 梅田 修

〒606-8691

京都市左京区高野西開町34-11

TEL.075-721-6108 FAX.075-701-2723

Email burakken@smile.ocn.ne.jp

振替 01040-5-17329